# 居宅介護予防支援重要事項説明書

# 1.事業所の概要

運営法人の名称 (事業者	社会福祉法人 函館厚生院		
運営法人の所在地	函館市本町34番8-1号		
運営法人の代表者	理事長高田竹人		
センターの名称 (事業所	指定居宅介護予防支援事業所 百楽園		
センターの所在地	函館市高丘町3番1号		
事業者指定番号	0171400237		
管 理 者	岸田 理架		
連絡先	電話:0138-36-5014 FAX:0138-36-5017		
サービス提供地域	函館市 (旧戸井町・旧恵山町・旧椴法華村・旧南茅部町は除く )		

# 2. 事業所の職員体制

職種	人数	職種	人 数
管理者	1名	主任介護支援専門員	夕い ト
事務職員	名	介護支援専門員	名以上

### 3.営業日および営業時間

営業日	月曜日~金曜日 土曜日・日曜日及び12月30日~1月3日休業)
営業時間	9 00 17 30

# 居宅介護予防支援の内容等

居宅介護予防支援の内容	介護保険適用の有無

### 居宅介護予防支援

- ①介護予防サービス・支援計画書の作成 利用者の心身の状況等を勘案して,その うえで利用するサービスの種類および内容 ,担当する者等を定めた介護予防サービス ・支援計画書を作成する。
- ①~⑥は,一連業務として介護 保険の給付の対象となるもので す。
- ②サービス事業者との連絡調整 介護予防サービス・支援計画書に基づい てサービス提供が確保されるよう事業者等 との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ③サービス実施状況の把握・評価 介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに,利用者についての解決すべき課題を把握し,必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更,サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

#### ④給付管理

サービス事業者へ料金を支払うために必要な書類を作成する。

⑤要支援認定の申請に係る援助 被保険者の要支援認定に係る申請につい て,利用者の意思を踏まえ,必要な協力を 行う。

#### ⑥相談業務

サービス事業者の選定にあたっては、複数の紹介を受けることができます

また、介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービス事業者の選定理 由

について、説明を求めることができます。

#### 5 利用料およびその他費用

居宅介護予防支援については,原則として利用者の負担はありません。ただし,居宅介護予防支援については,介護保険料の滞納等により,法定代理受領ができない場合は,事業所へ料金をお支払いいただきます。この場合,事業所が発行する「サービス提供証明書」を函館市の窓口へ提出していただくと,払い戻しされることがあります。

### 事業所の運営方針

高齢者が住み慣れた地域で、その能力に応じ、尊厳のあるその人らしい生活

を継続できるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び 福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援 を行います。

函館市、当該地域包括支援センター、各サービス事業者や介護保険施設等 と綿密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場 に

立って、利用者に提供される諸サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めます。

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及 び

訓練の実施等、必要な措置に講じます。

- ④感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定 的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や 訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速や かに必要な措置を講じます。
- ⑤高齢者虐待等の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の 整備、研修及び担当者の設置等、必要な措置を講じます。
- ⑥職場や訪問先でのハラスメントの発生または再発を防止するため、指針の整備、相談・対応体制の整備(当事者の保護含む)、マニュアルの整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- . 入院時における医療と介護の連携について

利用者は、病院・診療所に入院する必要が生じた場合には、介護予防支援 担当者の氏名および連絡先を、当該病院または診療所に伝えていただくこと になります。

#### . 緊急時の対応について

利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は,速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

#### 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は,速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとるなど 必要な措置を講じ,速やかに函館市に報告します。

#### 居宅介護予防支援に関する相談・苦情窓口

居宅介護予防支援を行う事業者と その事業所の窓口】		当事業所が担当する場合は下記
居宅介護予防支援事業	所在地	函館市高丘町3番1号
所の窓口 指定居宅介護予防支援事 業所百楽園	電話番号	0138-36-5014
	FAX番号	0138-36-5017
	受付時間	月~土 9:00 17:30

【市町村の窓口】	所在地	函館市東雲町4番13号
函館市保健福祉部 高齢福祉課	電話番号	(0138)21-3025
	FAX番号	(0138)26-5936
	受付時間	月~金 8:45 17:30 祝祭日を除く)
【公的団体の窓口】	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
		国保会館6階
北海道国民健康保険団体連合会	電話番号	(011)231-5175
	FAX番号	(011)233-2178
	受付時間	月~金 9:00 17:00(祝祭日を除く)

居宅介護予防支援にかかる契約の締結にあたり,上記のとおり重要事項を 説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所

事業所名 指定居宅介護予防支援事業所 百楽園

説明者 \_<u>氏 名</u>\_\_\_\_\_

居宅介護予防支援にかかる契約の締結にあたり,上記のとおり説明を受け 同意しました。

利 用 者 <u>氏 名</u>\_\_\_\_\_

署名代理人 <u>氏 名</u>\_\_\_\_\_\_